

会 議 録

会 議 名	第4回東浦町景観計画検討委員会	
開 催 日 時	平成26年12月3日(水) 午後2時から午後4時10分まで	
開 催 場 所	東浦町文化センター 2階 視聴覚室	
出 席 者	委 員	海道清信氏(委員長)、久米弘氏(副委員長) 出村嘉史氏、梶川幸夫氏、成田盛雄氏 竹田正巳氏、久米義金氏、万木和広氏 青山佳子氏、中村美紀氏 風間一氏(代理：志賀雅樹氏、オブザーバー) 西尾義廣氏(代理：加藤徳也氏、オブザーバー)
	事務局	神谷町長、近藤建設部長、服部建設部次長、 久米都市整備課長、鈴木課長補佐、 岡本都市計画係長、林主事 株国際開発コンサルタント 大森
議 題 (公開又は非公開の別)	景観形成の基本理念と基本方針について(公開)	
傍聴者の数	2名	
審 議 内 容 (概 要)	議題の審議内容については、別紙のとおり	
備 考		

審議内容

【町長挨拶】

事務局： 皆さん、こんにちは。建設部都市整備課長の久米と申します。よろしくお願ひいたします。ただ今から第4回の東浦町景観計画検討委員会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。早速でございますけれども次第に沿いまして進めさせていただきます。まず初めに町長から挨拶します。

町長： こんにちは。ご多用の中お集まりいただきましてありがとうございます。前回からのことでありますけど、26年度中全4回で終わるのは無茶だろうという意見をかなりいただきましたので、我々も検討させていただいて、27年度内で作っていくということで、全10回を予定するという形にスケジュールを変更させていただきます。詳しいスケジュール変更については、事務局の方から後でお伝えすると思います。今日はその中の4回目ですから、さりとて10回に増えたといっても、折り返し地点に近いところにあるなということで、ご認識をいただきたいと思います。それから今日の議題としてはですね、景観形成の基本理念と基本方針ということをお話し合いをしていきたいと思うんですが、今後ですね、重点地区の方針決定、あるいは重要な建造物や樹木の設定などをしてですね、景観形成に関する総合的な施策体系を設定したいというふうに考えています。

それともう一つ大事なことはですね、景観計画を住民の皆さんに認知していただかないといけないという、非常に大きなことがあります。先日もちょうど、区長さんと長野県の安曇野市の方へ行く機会がありまして、行ってきたらですね、あそこは幹線道路沿いの幅何百メートルの所は、景観の規制がかかっていますね、広告とか看板が結構厳しい規制がかかっているんですね。見るとですね、街道沿いのコンビニなんかでもですね、どうでしょうバスの高さぐらいまで看板がかなり低くなっていますね。そういったこともですね、もし、やろうと思ったら、やはりかなりの人の反対も出るかもしれないし、そういう意味では住民の共通認識というものを持っていないとですね、アクションプランもきちんと機能しないし、規制も非常に難しいということになると思いますので、そういった住民の皆さんと共有するものを作っていくようなことに対しても、皆さん方のアイデアと、あるいはご協力お力添えをいただきたいというふうに思います。以上ですけれども、今日はよろしくお願ひします。

事務局： ありがとうございます。本日の会議につきましては、今までと同じように公開会議でございます。今日は、傍聴希望の方がお見えでしたので、あら

かじめ入場していただいておりますので、よろしくお願いします。また、会議の内容の録音並びに会議風景の写真撮影を行いますことも、併せてご了解の方をお願い申し上げます。本日は、午後4時を目途に終了と考えておりますのでよろしくお願いします。

それでは、初めに資料の方の確認をさせていただきます。お席の方に本日の次第、第3回検討委員会の確認事項一覧、色づりのA3版の少し大きいカラー刷りの方の図面を配布しております。以上3点ですが、会議のご案内の時にお送りしました、検討委員会スケジュールと第4回検討委員会資料、そして予定確認用のカレンダーになりますが、以上6点でございます。

カレンダーにつきましては、次回の方の予定の参考にさせていただきますので、今事務局が回って集めに行きますので、カレンダーだけお渡しいただくとありがたいと思います。では、議題の方に入ります。海道議長の方をお願いいたしたいと思いますので、それでは海道議長よろしくお願ひいたします。

委員長： 皆さん、よろしくお願いします。第4回ということで、これまで3回は活発のご議論をいただきまして、どうなるかなという感じはあったんですけど、ある程度今日ですね一定の方向を見出して、そして、東浦にふさわしいような景観計画と、それを基にした実施の方向性がですね、かなり見えてくるのではないかなと、見えてくるようにしたいなと思いますので、是非よろしく活発的な議論をお願いしたいと思います。

それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。まず、委員会のスケジュールについて事務局からご説明をお願いします。

【委員会のスケジュールについて】

事務局： 事務局から説明いたします。スケジュールの説明の前にですね、前回の検討委員会の意見などの確認のおさらいをしたいと思いますので、お願いいたします。座って失礼いたします。

お手元の方に今日お配りしている資料で、第3回検討委員会の確認事項一覧というA4の紙が用意してありますので、そちらをご覧ください。前回の委員会でご意見をいただきました内容を確認いたします。上から順番に説明させていただきます。

まず、「第2章 東浦町の景観特性と課題に対する意見」ということで、景観要素の分類が第3回から、県のマニュアルと変わっており、大きな別れ道なので景観要素の分類について議論すべきですというご意見をいただいております。こちらの方は、第3回の資料をベースに現在作っておりますので、そちらを基に検討いただきたいと思います。

次に、「まちの景観」と「さとの景観」の括りがあまりはっきりしない。また、「みちの景観」は、「まちの景観」の中に含まれるべきというご意見をいただきましたので、景観要素について再編成をしております。

続きまして、「郷中」という言葉が印象的なので、「まち」ではなく「郷中」と言えばよいのではないか。抽象的にまとめるのではなく、次につながるような書き方をした方が良い。それから、町内すべての地区で旧市街地を「郷中」と呼ぶわけではない。少なくとも緒川地区では、「郷中」とは言わないという意見をいただいております。改めて景観計画の中で言葉の定義をしておりますので、ご検討いただきたいと思います。

続きまして、各景観要素ごとに、前文、現況特性、ワークショップ・アンケート・委員会での意見、それから課題と順番に書いてあるが、前文の所に課題のようなことが書いてあり、最後の課題でそれが漏れている所があるので、その辺りは注意して資料を作った方がよいという意見をいただいております。こちらはわかりやすく作成をしておりますが、今後注意しながら資料を作成していきます。

続きまして、第3章 基本理念・基本方針に対するご意見です。第2章から第3章へいくと、より内容が抽象化している。第2章で出てきた課題があり、それを解決するための修飾語でもいいので、こんな町にしたいという具体的な言葉がいると思うという意見をいただいております。こちらは、景観要素ごとにアクションプログラムの考え方を提案をしております。資料の中に記載してございますので、後ほどご検討いただきたいと思います。

続きまして、基本理念の所で、「於大のふるさとの原風景」とあるが、当時の風景が分からないため、イメージしづらい。知多四国や弘法道のほうが、生活文化に残っているので、イメージできるという意見をいただいております。こちらの意見の考え方をに入れて資料を作成しておりますので、後ほどご確認ください。基本理念は、基本方針が固まったところで、振りかえって考えてもいいのではないかと意見をいただいております。こちらの方は、基本方針と並行して検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、「水辺の景観」の「磯の景観」は、少なくとも「磯」ではないし、防波堤なので「磯の景観」にはならない。「藤江越し跡」がワークショップでは人気があったことも考慮して、計画書に残すかどうか検討が必要であるという意見をいただいております。こちらの方も、「磯の景観」という言葉を修正して、資料を作成しております。

その他の意見でございます。全体のスケジュールが示されなければ、今の段階にあって、順調なのか遅れているのか分からないため、スケジュールを示してほしいというご意見をいただきましたので、後ほどスケジュールについて説明させていただきます。続きまして、景観計画の委員会での議論の

進め方について、「全体」の方針を決めてしまった後では、「部分」でできることが限られてしまうので、「全体」と「部分」を一緒に考えるべきですというご意見をいただいております。続きまして、人口減少時代に突入しているので、空き家が問題となってくる。景観計画の中で扱ってはどうかという意見をいただきました。こちら、第2章の課題の中に記載がしてございますので、検討をお願いしたいと思います。中間報告書にあるアンケート調査の回収率は24%と高いので、アンケートの結果も尊重すべきであるという意見をいただいております。こちらは、今後検討していきたいというふうと考えております。

前回の検討委員会でいただいた意見については、主なものをまとめさせていただきます。詳しくは後ほど、第2章、第3章の中で説明をさせていただきます。では続きまして、スケジュールの説明をさせていただきます。

それでは、「東浦町景観計画検討委員会のスケジュール」について説明させていただきます。事前に郵送しておりますA4でタイトルが「東浦町景観計画検討委員会スケジュール」と書いてあります資料をご覧ください。

前回の委員会の中で、今委員会がどのような流れで進んでいるのか、また今後どのようなふうに進めていくのかというご意見がございましたので、今回検討委員会のスケジュールについて記載したものを、配布させていただきます。

これまで3回の委員会を開催してまいりました。第1回・第2回委員会では、平成25年度の景観計画中間報告書の確認ということで、ワークショップとアンケート、町の意見を反映させた資料を確認していただきました。そして、前回の第3回委員会では、1回・2回の委員会の資料を大きく再編集し、東浦町の現況編と課題整理をしたものをご確認いただき、景観形成の基本理念と基本方針案の検討を行っていただきました。

そして、本日の第4回委員会は、第3回委員会での意見を踏まえて修正した資料について、引き続き景観形成の基本理念と基本方針案の検討を行っていただきたいと思います。どの点が変わったかということにつきましては、後ほど説明させていただきます。

そして、今後の委員会のスケジュールについてですが、第5回委員会を1月下旬、第6回委員会を3月に開催する予定です。5回目・6回目の委員会では、重点地区等の方針の設定ということで、景観重点地区の必要性や区域、そこでの景観形成の方針を検討します。また、景観上重要な建造物や樹木の方針、また景観形成に関する施策体系の設定ということで、景観形成基準の他、町の独自施策や住民全体による景観形成への取組などについて、現行の取組の洗い出しも含めて整理し、景観形成に関する施策体系を設定するため

の議論をしていただきたいと思います。また、5回・6回で重点地区の個別計画を議論していただきますが、その内容につきましては、3回・4回で議論していただいた全体構想へと意見をフィードバックしていきたいと思えます。平成26年度は、計6回の委員会となります。

そして、年度が変わりまして、平成27年度に入りまして、第7回委員会を5月、第8回委員会を7月に開催予定です。この2回では、景観形成基準案の検討ということで、景観形成の方針を実現していくための景観形成に必要な建築物などの基準やルール案を検討していただきます。

そして、次に9月開催予定の第9回委員会では、計画書やガイドライン等の作成ということで、計画書の素案、景観形成基準を解説したガイドラインや景観計画のパンフレット、また景観条例案の素案についても検討していただきたいと思えます。また、町に対する届出や審査方法の検討ということで、建築物の建築の際の届出方法や届出の審査の方法についても検討していただきたいと思っております。

そして、第9回委員会が終わりますと、景観計画の素案ができあがってまいりますので、その案について住民の方から意見をいただくため、パブリックコメントを行います。ただし、パブリックコメントだけでは、意見収集が不十分となる恐れもありますので、今後、説明会や意見交換会などの方法での、プラスアルファでの実施についても検討していく必要があると考えております。

そして、パブリックコメントが終わり、住民からの意見が出たところで、最終の委員会である第10回委員会を、11月に開催する予定です。そこでは、パブリックコメントの意見の対応方針の調整や最終的な計画案や条例案の補正を行い、景観計画の完成となります。景観計画検討委員会は、これで終了という形になります。

委員会終了後は、景観計画について、東浦町都市計画審議会でも意見を聞き、その後、東浦町議会に景観計画や景観条例について諮っていきまして、景観計画の効力を発揮させるための景観条例について、一定の期間を置いたのち施行して、景観計画の運用をしていきたいと考えております。

以上が、スケジュールの説明になります。

委員長： はい、ありがとうございました。当初は4回で年度内ということで、すごく短い期間に仕上げないといけないということで、厳しいという皆さんから意見があったと思えますので、それに従ってですね、4回を10回ということで、年度越し2ヶ年度に伸ばしてやるという提案です。それによって財政的な面の費用をかけるということですし、それから職員の方も関わっていくということで、そういうことでは負担が増えるわけですが、それに応じて

我々委員会の目も合わせて熱心に議論をしてですね、これ以上伸びないように、この期間できちんと仕上げるような形で、進めていくといいのではないかと思います。今の説明、第3回検討委員会の確認事項一覧とスケジュールについてご説明ありましたけど、ご意見、ご質問、ご要望ありますでしょうか。

委員： すいません。愛知県です。スケジュールを見せていただいて、ご説明いただきましたけども、ちょっと第9回の委員会の内容が、結構重たいというか内容が密になって、今日のご説明でパブリックコメント以外にも、説明会、意見交換会も地元とやるようなことを検討されているということで、ちょっとこの9回の内容も1回では、委員会としても終わらないかもしれないので、ちょっとこのあたり柔軟に来年度入ったら対応できるようなことを想定して、スケジュールを組んだ方がいいかなという気がします。

委員長： 9回を見ると、計画書及びガイドライン等の作成をもうちょっと前倒しにして、7回・8回で景観形成基準案の検討が入ってますけど、7回・8回で基準案の検討と計画書・ガイドライン合わせて議論してもいいんですかね。

委員： はい。連動はしてると思うんですけど、でもどっちも動くとちょっとややこしい。ここは、回数が1回増えるのか、上手くちょっと。今決めていくことはないと思うんですけど、少しスケジュール的に事務局さん、県と事務局は相談しあう仲だと思しますので、相談を今後していきたいと思えます。

委員長： 今年度終了予定の第6回3月末、3月の委員会での検討状況によって、27年度一応4回を予定しているので、その内容を変えていく。対応についてもう一度検討して、新年度になってからですね、設定しなおす、見直すということも有り得るということでよろしいですかね。
あと何か。

委員： 委員長よろしいですか。今事務局の方から話は出ましたが、やはり委員会で議論されていることと、町民の思いというものの交換というものは大事なので、パブリックコメントの部分で、従来どおりのパブリックコメントの手法ではなくて、やはりおしゃったような説明会がいいのかよく分かりませんが、時期的な事も考慮して、たとえば5・6回が終わった後に、何か住民と簡単な1回でもいいのでね、重要な建築物についてちょっとワークショップ開いてみて、市民にその確認を取るとか、何かちょっと柔軟なそういったものというのが、ちょっと欲しいというのか。それが、このプロジェクト

を成功する一番のきっかけになっていくような気がしますので、できればちょっとご検討いただけるとありがたいと思います。

委員長： 年度末か、それとも新年度に入って景観形成基準案が出てきたあたりか、タイミングを見計らってですね、パブリックコメントする前に、中間的なあたりで意見交換会など特徴的なことをやれるといいなと思うので、検討して欲しいということですね。また、これは事務局の方で検討していただくということで。

委員： 多分それはワークショップに参加された方とかに対して、僕ちょっと思うんですけど、いい意味で新しく更新されていっているの、だいぶ出来上がってきたものをワークショップの方々が、再度拝見した時にパブリックコメントの時点で、だいぶちょっと違うなと思うところがあると思うんですよ。それを和らげるために、もうちょっと前段階でこういうふうな経緯でこういうふうに変わってきたんですよみたいなことが説明されるとすごくいいと思います。

委員長： よくあるパターンはパブリックコメントをやるときには、ほとんど固まっているので、いろんな意見出されても対応できませんとか、対応してますとかあんまり変えられないのがほとんどのやり方なので、実際にもっと前へ持ってこればいろんな意見も対応しやすい。今後その点も含めて検討いただくということ形で。

あと何か。よろしいですかね。

委員： その点なんですけど、年度が変わるところらへんで、あるいは始まったところでもいいんですけど、例えばこのホールを使って、シンポジウムでも何でもいいんですけども、今考えていることのお披露目をやって意見を集めるような動き、アクションを一つかましたらどうかなと思います。できるだけ、少数集まって議論するというよりは、たくさんの方の目に触れたうえで人々の会話っていうか日常の中に話題となった方がいいと思いますので。なんかこうわっと広げる方法をされた方がいいのかな。

委員長： あと予算のこともあるので、あらかじめやるんだっとなきゃいけないんでしょうけど。もしシンポジウム的なことをやるんだっとなら、少し全国で先進的な取り組みをしているようなところもあるので、そういうところに携わった専門家というか、そういう方に来てもらって、いろいろな話をしてもらって意見交換というのも一つあるかもしれないかなと思います。

町 長： その仕掛けの所は大事な所だと思います。ちょっとこちらの方で検討させていただきたいと思います。それとちょっと思いついたというか気になったのは、せっかくこういう場があるので、皆さんにも参加していただくっていうのも一つの手なのかな。その中にも入ってもらいたいな、そんな仕組み・やり方もあり得るのかなとちょっと思います。

委 員 長： 日本の場合、なかなか市民が参加して計画を作るというなかなかできるところは少ないと思うので、町長さんすごく積極的な姿勢なので、是非一ついいモデルというかね、ものになればいいなど。それがまた、この景観計画が身近な所で規制とか誘導とかなっていくので、それが、条例が制定されて実効性を持つために重要なと思うので検討させていただきたいと思います。

あとよろしいでしょうか。それでは次にですね、次第の方に進みたいと思います。「第2章 東浦町の景観特性と課題」について、ご説明をいただいて、ご検討いただきたいと思います。資料の説明をお願いします。

【第2章 東浦町の景観特性と課題について】

事 務 局： それでは、「第2章 東浦町の景観特性と課題」について、国際開発コンサルタントの方から説明させていただきます。

コ ン サ ル： (資料の説明)

委 員 長： はい、ありがとうございます。只今ご説明いただきました資料について、ご意見いただきたいと思います。前回、これまでの議論をかなり踏まえて、言葉遣いですね、東浦特有の言葉が出てきたんで、割といいようにできているかなという感じがするんですけど、ご意見いただきと思うんですけど、どうでしょうか。

初めて見るような言葉もあるので、なにこれとかいう感じもあるかもしれないし、こういうような新しい言葉が、地域の中で新しい景観を生み出す一つのワードになるかもしれない。地元で、今日出た新しい言葉、「屋敷」・「郷中」、「根」・「狭間」という東浦の景観の特徴を示す、特有の言葉として出されているんですけど、どうですか。違和感がありますか。それとも、よく発見したとか、どういう感じですか。

委 員： 「根」や「狭間」は、まったく聞いたことがない。でも、こういう地図にしてみると結構場所があるので、そういうふうに進めていくのも東浦の、今

まで知らなかったけどそういう特徴があるっていうのを、住んでいる人自身に広めていくことで認知していった東浦の特徴になっていくのかなと思いました。

委員長： よさそうな感じですかね。他の方どうでしょうか。

委員： 「根」と「狭間」についてですか。

委員長： 「根」と「狭間」や「屋敷」と「郷中」というか、この中では他の町にはない、他の地域にはないような特有の言葉なので、そこで引っかかるとね、あとで景観計画といっても、引っかかってしまって前に進まないかなと思うので、どういう印象かなと思って。

委員： ちゃんと資料を読まさせていただいたときに、「狭間」は「はざま」と思っ
て読めるので漢字は、確かにそういう住所があると思ったんですけど、「根」って何って思っ
たんですよ。ここにきて地図を見て、高根台とかそういうところの「根」なのねというこ
とを、初めてこの地図を見て、そこに使われている「根」なんだということが分かりま
した。でもちょっと「郷中」とか「根」とか「屋敷」とか言葉は知ってますけど、それ
が体の中に染みついていないので、それは何って言われるのが、まさら私なんですけど
も。だからそういうことを、きっと私みたいな人がいっぱいいると思うので、定義とし
て提案しますというお話があったので、それはそれで外に向かってアピールするには、何
かそういうものがあつた方がアピールしやすいですし、それがすごくいい言葉で、年代
の古い老人の方とかが。

委員長： 若い人にとっては、なんか古い言葉が新鮮に映って何かイメージできると
かっていうのはどうですか。お年寄りっていうか地元はずっとおられる方は、非常
に近いと思うんですけど、逆に新しく来られた若い方は。

委員： 私はあまり若くないので。若い方はきっとああいいなって思うかもしれない
です。その感覚はちょっと私とは違うかもしれないですけど、別にそれならそれで
っていう感覚ではありますね。別に悪くないし定義づけていただければ、定義が
ないとちょっと話したように何って思ってしまう部分があるんですけど、耳慣
れてないことはないと思うので、「屋敷」とかっていう言葉は。なので別に、新
鮮というふうには思わないですが、あるねっていうぐらいだと思います。き
っと今の 20 代の若い子たちは、ちょっといい感じに映ったりするのかなと思
ったりするんですけど、今の大学生とかに。ちょっ

と私にはわからないですね。でもイメージ的にはっていう。

それともう一点、前回の意見で道路とかにラインが引いてあって、それがあまり美的によくないんじゃないかって。今、全国的にも色分けの部分で、事故が減っているという事例があるので、そういうのはそういう方向でどっかの部署がやって県とかなんか国もいろいろやっているとは思いますが、その部分がちょっと触れてないのが、新しいまちなみの所になるか分かりませんが、どうなのかなとちょっと思いました。それが、主要道路っていうんですか、すごいトラックとかが走っている道路はいいかもしれないですけど、結構狭い道路とかにも緑のラインが引いてあります。確かに車がけっこう細い道にもかかわらず、通勤の時間にも重なるのか結構なスピードで走っていたりとか、この時間には通っちゃだめだよって一応印がしている道も、平気を通ってしまう場合があったりするので、そういうラインが必要なんでしょうけども、ちょっとその部分触れられていたのにどうなったのかなということはありませんでした。大体そんなところですよ。

委員長： ありがとうございます。あと、どうですか。

委員： 「狭間」っていうのはですね、この地方だけではなくて、かなり広いところで使われているんじゃないかと思うんですよ。お城の鉄砲狭間っていうのは、この鉄砲狭間じゃないですか。

委員： そうです。同じです。

委員： 同じですよ。字が違うかもしれませんが。

委員： 字もこれです。

委員： そうしますとですね、語源がどこにあるのかよく分かりませんが、東浦町全町で土地改良区で土地改良やってますから、わたくし森岡ですけども、森岡も全然印がありませんが、全部地名が新しい地名に変わってますので、森岡だけですと旧来的に4か所ぐらいあるんです。農地の中に「狭間」が。清水狭間だとか十一狭間だとか、昔から「狭間」ってのは私どもの年代ですと、違和感はありませんけどね。むしろ消えちゃってますんで、森岡もほとんど消えてますんで、地名としては土地改良から外れたわずかな所だけ、旧地名で残ってますけど。

委員長： 土地改良でもあれですか。区画整理だと地番変えて新しく名前付けたりす

るんですけど。土地改良でも。

委員： 土地改良も新しい地名と地番になる。土地区画整理事業じゃなくて、土地改良事業でもそうなんです。ですから、旧来の地名はですね、ずいぶん消えていってます。

委員長： 他の方どうですか。

委員： 向こうの方が言われた、PRするのにシンポジウムというか、お金がかかるかからんということはあるけど、1年、1年半ぐらい伸びたし、せっかくの機会だから皆さんでやっていることを住民にPRできればと思います。前回の第3回の時に、24%のアンケートの集計が出たということで、これは非常に高いレベルでの集計だということを、自分が意見言わせていただいたと思うんですけど、是非町長さんが意図するまちなみとかそういうものを皆さんに協力していただくには、大いに活用すべきではないかなとはつくづく思います。

委員： 「屋敷」・「郷中」・「根」とかの話は、かなり大事な要素として提案されているので、是非皆さん、これを読まれてどういうふうに思ったかっていうのは、お一人お一人にお伺いしたいぐらいです。

委員長： どうですか。今の話。

委員： 名古屋市の河村さんじゃないけど、清水口だとか池下とかああいう地名、どんなに改良しても残しておいてほしいねっていうかね。特に水害とかいろんなことひっくるめて。緑ヶ丘何丁目何番地っていうのも必要だけど、今、言われた特にまちなみとかいうものについては、今、言われたけど、自分たちもこういうところで育ってきているものの、生まれが「狭間」だしということを見ると、そういうふうなところを残して行っていただきたいなということは思います。

委員長： 僕は、金沢出身で、金沢市内だと町名地番というのは、昔の郵便局が郵便配達しやすいようにというのもあって、地名を中央町1丁目1番地とかにしたんですけど、旧町名復活運動というのが金沢市内でもけっこうあって、例えば中央町1丁目を、昔の町名、数え町とかいうんですけど、江戸時代からずっと続いている、町名復活運動を結構やったりしてですね。地名っていうのは、すごくそういう面ではずっと連綿と続く文化遺産の一つなので、しか

もそれによってイメージが大きく違ってくるので大事なかなと思います。
他の方どうですか。

委員： やっぱり旧の町名は残してもらいたいと思います。私は建築士ですので、建物を作るときに、なんとか池とか、なんとか谷とか、そういうところは多分地盤が悪いだろうと大体想像するから、旧地名は残してほしいです。自分の半田は、何々町何丁目という、みんなこう丁目で分類されていて、旧の地名がすべて消えちゃって、何々町の何丁目ということになっている。あれが、半田市制になった時になったんでしょうね。ですから、本当に旧地名というのは残してほしいけども、実際東浦の住宅地図を見ると、非常に分かりにくいことは分かりにくいです。普通の地図を見ると何丁目と何番地というんだったら、大体丁目で分かるんですけども、藤江の何々とか字があると、かなりあるわけですから。そうすると、住宅地図を見るのに非常に見にくいというのはありますね。けども、大切にしたいです。

委員長： この言葉としてはですか、閉ざされた「郷中」とか「屋敷」とか「狭間」とかどうですか。

委員： これ簡単に言うと海側の方にはない言葉で、山の方にある言葉だと思いますけども。半田の亀崎地区にはない言葉ですね。山の方の言葉じゃないですか。違いますかね。

委員： そうだと思います。

委員長： 他の方どうですか。

副委員長： 海の方は新田という名前が緒川の場合ついてて、そちら開発されて旭とか代わりに一丁目、二丁目とか変わってきてるんだけど、山の方、いわゆる西部地区の方は、まだ全体の開発、大きな開発がされてないものですから、森岡さんの場合だと日生とか大きく開発してしまった。そういうものはないんで、まだ沙弥田とかこう色々、「根」も「狭間」も残っているんですけど、祢宜狭間とかも残ってますから、そこの住んでいる方については、昔から馴染んでる名前ですし、私も地元をちょっと離れて、帰ってこの仕事をやるようになってから、「根」とか「狭間」を知ったんですけど、やっぱり昔からいい名前だなと思ってます。この辺の地区は、私30年代ぐらいは感覚で入っているぐらいで、まだ人は少なかったんですけど、今はかなり人が住んできているので、もうその辺の地区では馴染みの深い名前にはなっている

と思うんで、改めて知らない人にこういうふうだよと知らせていくのはいいかと思ってます。

委員： 僕この話を聞いたときに、僕自身も40ぐらいですから半分ぐらいはここに住んできたんですけど、「狭間」っていう地名を意識してきたとか、何々根というものを意識してきたかっていうと、そうでもないんですよ。今回、いろいろこうやりながら気づいてきたような内容なんですけど、これってこの地図にあるように、西の方から手が東に向かって出てきて、手の部分が「根」であり尾根であり、その間の部分が「狭間」でありっていうのは、「根」と「狭間」っていうのは、この地形をある程度想定できるというのか、そういう言葉の意味をすごく強くここの地勢を表す地名なので、それはすごく大きなことだし、僕こういう言葉の時に一番重要なのは、新しい人たち若しくはここの町にずっと住んできた人たちを、つなぐための一番の要素のテーマとして、こういう「郷中」とか「屋敷」とか「根」とかそういった言葉を選択していきたいんですよ。それに対してはすごくいい言葉を選んでいただいたなど、選んだなという形がすごく思います。新しい人たちは、新たにそういうふうになんかそういう地名が残っていて、地形もそういうふうなんだなと認識でき、古い人たちも、忘れていたかもしれないし、改めてそういった方向性の中で新しいまちを創造していこうという意思が働くのかもしれないし、すごく僕は評価したいと思います。

委員長： 他の方どうですか。

委員： 全くそのとおりだと思ひまして、そういう意味でこの構成で、「農と緑と水の景観」の二番目の要素として出てきていますけど、本当はもっと根底にある話のような気がしますので、少しだけ構成、初めみんなの共通認識として、これを大事にしていこうというところに、少し置き換えた方がいいのかなという気がします。後は、古い町名をちゃんと調べれば、実はこの手が赤と緑で描けるかもしれない。教育委員会か何かにお問い合わせするか、あるいは、どこに資料があるかってことを考えてたんですけど、昔の大正元年ぐらいの地籍図とかにあるかもしれないなって思ったりして、多分探せばすぐに出てくると思いますので。是非それを表現したらおもしろいだろうなと。

委員長： 明治時代の陸地測量部の地図なんか。

委員： あれだと、字まで出ない気がしますけどね。

委員長： あとは2万5千分の1の地図は戦後か。図書館とかにあると思う。

委員： 戦後であればほぼ残っている。団地を作る前のやつが出てくると思う。

委員： 是非組み立てると面白いので。

委員： ほんと説明会の時とかに、僕これ読んで思ったんですけど、かなり心の中に入ってくるような感じがすごかったので、説明会の時にもっとわかりやすい本当に五本の指がこう向かっている所に、尾根と「狭間」の話をちゃんと出したら、そういうことだったのかと新しい人たちも古い人たちも共有できると思うんですよね。それは是非忘れずに説明会の時にしてほしいなど。

委員： それをばっと出すと、こっちの「郷中」とこっちの「郷中」がいちゃいちゃいちゃとやるのは小さい話に思えてくるので。

委員長： 五本の指って、都市計画で有名なのはデンマークのコペンハーゲンのフィンガープランという、今度本を共著で出したので買っていただければと思うんですけど、それがデンマークのコペンハーゲンのフィンガープランというのは、1949年に専門家集団の協会が出した計画なんです。戦後、再生というか、国の再建の時の大きな指標っていうか基本計画にあって、50年以上それを大事にして、今でもまちづくりの基本になっているんですね。その表紙の絵がたまたま五本指があって、コペンハーゲンの場合手のここに街があって、ここに幹線道路があって、その沿いに開発を集約すると。残りの指の間はグリーンエッジって言って、このところは緑を大事にしますということで、ここは構造は全然違うんですけど。しかし、やっぱり手の形がこう書かれるともうすごく強いイメージがあるんです。こっちは、手の方は割と自然が多いところとぶどう畑があって、割と自然が強いところで、端っこの方にまちがあるという、コペンハーゲンと全然反対の構造なんですけど、やっぱり言葉が出てきて、図面とか模式図でばんと出ると、すごく強い印象があって、それがまた、イメージというか考え方にも影響するかなと思います。少しその辺は、また是非考えていただければと思います。

それともう一つ、今言われたように19ページの所が、また多分最終報告になるともう少し書き加えられると思うんですけど、最初の所で表が出てきてますが、今言われたようにこの中、これは万遍なく「場」の景観、「広がり」景観と書いてるんですけど、最初の所にやはりこれの説明というか、どういう思いでこういうふうに整理したのかという、この町の特徴をですね、きちんと書いたうえでこの表があるとすごくいいかなと思います。その辺も

これから加筆というか、そういうようなことで説明されていくといいかなと思いますので、是非よろしくお願ひしたいなと思います。

あと第2章その他についていろいろご意見、ご質問。

副委員長： 一つだけ。緒川地区はですね、さっき「屋敷」というものが出てきましたけど、屋敷壺区、弐区、参区とあるんですが、郵便局の郵便でいけば屋敷壺区、弐区、参区なんだけれども、西方とかいろんな地名があるんですけど、ひと括りでは、壺区は神市場、弐区は新町、そして参区は下切ということで、呼び方があって神市場、新町、下切、各3町という言い回しがあるんですね。西の方は西部地区というふうに新たに言うておまして、そういう4つがあるんです。それから私も、組幹事でいくと、屋敷壺区の中に町だとか山際だとか、これ一回調べてみんといかんのですけど、そういう全く住所とは違う地名が全部あるんです。私どもの組班は、その班で成り立っているんです。番地で成り立ってないんです。この話はですね、そういう3つの括りがあるということをお中で知っておいてほしい。他の所で、石浜とか生路でそういうのがあるかどうかは私にはわかりませんが、緒川には3つの言い方があるんですよ。多分昔からそういうコミュニティの単位があるんですよ。うちの方の組織は、組班は、それで統一してやってるもんですから、非常に外から来た人はわからないんですよ。ちょっと、そういう特性があるってことを理解して、3つのもので括りがというところ。それだけ認識して、別にここでどうこう謳うというわけではない。そういうところから押さえて行かないといろんな問題がちょっとあるような気がします。

委員長： あとは先程ご説明ありました、それぞれの課題のところ整理されてるんですけど、課題の中でこれはもうちょっと加えた方がいいとか、ちょっと違うんじゃないとか、何かその辺りについてご意見ございますか。

委員： ちょっと今の話の続きなんですけど、ちょっと僕が心配している材料としてね、ただ思いとしては「屋敷」と「郷中」があって、「屋敷」はある緒川の一定の区域・部分でしか今の現状ないわけなんですよ。「郷中」っていうのも藤江の一部と森岡の一部、あと新田の一部で言うてることは、僕認識してるんですけど。ここでやっぱり取り扱っていききたいのは、その今現況残っている特徴を導き出してきて、それを今の古いまちなみに対して屋敷的なところ、やっぱり城下町の「屋敷」ですよ、「屋敷」と言ったら。そうじゃないもうちょっと生活に密着した部分のところを、「郷中」って言うてるわけなので。それが、やっぱり今までここで生活してきてみえた、特に地場の人たちがそういったことを認識していただけるのかってことは、僕は心配

材料としてあるのでね。

副委員長： 緒川の場合はないです。「郷中」とか「屋敷」というより、今言った僕が、町だとか山際とか旭とかね。北新田とか申新田も全部旭っていうんですけど。旭1班・2班という、そういう昔からの歴史が、ちょっと私調べてみんと分らんのですけど、「郷中」・「屋敷」よりはそういう使い方を年配の方はずいぶんしていて、それが共通語になってて、私自身も最近この仕事をして、みんなそういう使い方をしてるんだという。町はもちろん同じ住んでいる所ですから、町の2班だとかずっと残ってるからわかってるんですけど。

委員： 神市場が町ですね、要は。

副委員長： 「郷中」とか「屋敷」というより、そういう昔からある、もうちょっと細かい37ぐらいの地名があるんですけど。そういう使い方をしてるんですよ。組が37組に分かれてるとするのは、そういうので別れてるんです。

委員： 今森岡で「郷中」って表現が出ましたけど、私たちが育つ時分には、「郷中」って言葉はほとんど使いませんでした。いつごろから出てきたのかっていうことになりますと、森岡台の開発が進みましてですね、そこに1,000戸ぐらいの住宅団地ができたんですが、それに対する対比用語として「郷中」っていう表現が使われるように。私どもが育つ時分にはですね、一番組、二番組、三番組、それが十番までありまして、それで大体一つの括りですね。運動会も一番から五番まであるし、赤だとか白だとか。だから、比較的森岡における「郷中」という呼び方は、正しい。対比に対して「郷中」と言われているという感じだと思うんですけどね。しかし、今でもまだそれずっと生きてますから、一番組、二番組というよりも旧郷の方においては、旧郷というかあるいは「郷中」と言うか二つの用語を使い分けしてますけど、分かりいいのは旧の郷ですね。旧の郷の方の人ら、私どもの年輩の人は、使い分けするのに都合がいい。新しい年代の人は「郷中」という表現を使った方が使い勝手がしやすい。対比用語として出てきたのが、経緯だと思うんですよ。

委員長： だから今回は、今使われているものを無理やり押し付けるというよりも、それによるイメージというか、景観計画で考える、新しいところと違う今までの伝統的な村だとか、あるいは自然と一体となったような風景・景観だとか、そういうものを再定義するっていう定義しなおすというようなことで使えたらいいかなと。だから、他で使っていないことを、あんたんところは「郷中」

ですよとか、無理やり名前を押し付けるというよりも、景観計画の中でこういうイメージというか考えを。

委員： 森岡では、コミュニティセンターを中心にしましても、「郷中」って表現は通ってますから、別に違和感はありませんけどね。ただ、経緯はというと、そういう経緯になります。だから、おじいさんおばあさんの代から出てきたというわけではないということです。比較的新しい言い回しだということだと思いますけどね。

委員： 石浜も全く同じですね。今言われたように。昭和の40年代に団地が形成されて、比較論で「郷中」と団地というようなイメージで対比の言葉として出てきた。

委員： 石浜って言いますか、「郷中」と。

委員： 「郷中」って石浜は言います。対比で。

委員： きっと新田もそうですよね。古い部分、古い町並みが残っている部分に対して、団地が、葵ノ荘ができて、また新しくできてといったものの対比の言葉かもしれないですね。そういう意味では、そういう地域的な文化が残っている場所としての「郷中」といういろんな意味があって、それを包含して再定義するっていうのは委員長のおっしゃるとおりいいんじゃないですかね。

委員長： もうちょっとこれ呼ばれてきたというところの、まだ呼ばれてないみたいなところも、もうちょっとつなげていただいて、幅広く使われているだとかまたは認識されているのであれば、もうちょっと書き加えていただけないかなと思います。

あと何かご質問いかがでしょうか。

委員： 農業の話なんですけど、書き方が先程の説明だと観光というイメージの中で、語られたように思うんです。まあ、よくよく観光とはどこにも書いてないんですけど。農業景観を阻害する要素の立地防止っていうのは、例えばその農業っていうのも一つの産業ですから産業景観ですよ、農業景観は。つまり、そのものを作ってるという営みこそが風景で、最近で言う文化的景観みたいところになるわけですけど。人がそこでちゃんと稼いで初めて風景になるというように考えたとき、あんまり、まず景色を作ることを目的にするみたいな書きぶりは、誤解を招くんじゃないかと思ひまして。ややそうい

う気があるので、どこにそれが匂うのかはあれなんですけど、農園の景観形成を考えていくとか、要は農業の仕組みとしてはどうなのかという部分を、もう少し明確にした方がいいような気がします。つまり、機能があつて風景になるってことですので。その辺を言わずに、まず風景の話だけしてしまうと、なんか変な規制に結び付く可能性があるのでやや注意した方がいいかなと。

委員長： 四国のある町で、よくまちなみ景観とかいうんですけど、村なみ景観とかねいう言葉で、すごく伝統的な村の農家、それから農地の使い方、そういうのを併せて村なみ景観ということ。その農道を少し歩きやすくしたり、いろいろな使い方があるわけです。それから山陰地方のある町では、農地で展開される、例えば、最近ではコンバインでガンガンやっちゃうから、はさってというか稲を干すやつ、はさかけっていうんですか、ああいうのがなくなってきてるんだけど、ああいうのは一つの生活風景であり生産風景。それがまた大事なんだということ。そういうのを景観計画で位置付けて、いろいろなを発見していくみたいな時もあるんです。だから、今言われたのは、何かこうもう出来上がっている農業の、まあ変な話し景観の方から農業で自由に使っているのを逆に阻害するような発想だとおかしくて、農業で実際に伝統的にやっていることが、それが一つの空間を形成しているということをもう少し書かないといけないかなと。

委員： あのその辺、私もちょっと理解が足りないんですけど、例えばぶどう畑であれば、どういうふうにぶどう畑をしつらえていけば、生産力がアップするのかとか、そういう所をちゃんと考えたうえで、こういう話をしないとなんか間違ふ恐れがあるなど。

委員長： なんかこう見ただ目で悪いから、例えば 何か農業で必要なものを、外せと。そういうようなことをイメージするのはおかしいということだよな。

委員： 例えば宇治茶とかだったら、今宇治で生産しているのは、もう全部抹茶だそうなんですけども、抹茶の甘みを引き出すために、上に笠を、覆いをかけるんですね。ある時期に技術革新があつて、黒い化学繊維で覆うと元々やっていたような、よしずと藁をかけてやっていた時と同じような効果があるというのを発見して、黒いのを掛けるようになったんですが、それはそれでまあ一つの風景として見れるわけですね。だからそれでよしずと藁にしなさいっていうような規制をもししたら、相当な負担を掛けることになるんです。まあ、味は本当はよしずと藁の方がいいらしいですけど。農家の方はそ

ういうふうに言うんですけど。そういう意味で、ちゃんといいところを見出せるようなやり方、つまり、景観はちゃんと農業に歩み寄るぞという、その辺、まあそのように読めるところもありますけども、何か、なんだろうな。

委員： 多分言葉の構成の順番が、多分言われているようなことけっこう僕出てるような気がしたんですけど、多分順番の構成というか文章の構成の仕方、聞こえ方が変わってきてないかなと思ったんですよ。「農業の維持が、結果として良好な農業景観につながる。」という言葉があったりだとか。それって、今仰ってる真髓の所じゃないですか。でもこれが、ワークショップ・アンケート・委員会での意見の所に出ているわけだから、もうちょっとそれが表にあれば、多分印象が違ってくるんでしょうし。

委員： おそらく書きっぷり一つです。

委員長： もう一つ景観という言葉と風景という言葉があって、岐阜県の多治見市は景観計画を風景計画と書いたりしてるんですけど、よその東京のあるまちでもあったり、風景計画、風景を作っていくみたいな、いうふうなこともあるんですけど、これ授業でも言ってるんですけど、風景と景観は何が違うかという、風景はある程度できているもの、自然が割と多い、そこに人間の営みが語りかけた、あとパターン化されてるっていうのが一般的な教科書的な言葉なんですけど、農業・田園景観という、どうしても人工的なものが勝ったようなちょっと言葉があって、田園風景という、またもうちょっとこう出来上がって自然が多い、農地があってというふうな感じ。景観と風景という言葉も、作用してるのかなとちょっと思うんですけどね。ただ部分的に風景使うと、また混乱しちゃうので。景観で行くんだったら景観でずっと言った方がいいけど。イメージ的には、こう風景的な捉え方っていうのか、そういうものを理解して、少し書くときに意識した方がいいかなと思うんですけどね。

委員： これから次の会にあたって、具体策・具体案、実際にどこを重点的な景観にしていくとか、そういったことを議論する訳なので、その農のファクターの方とかですね、実際に具体的に景観行政として、その農業を支援できるようなことが具体的に何があるのかによって、やっぱりこっちの方針にフィードバックして戻ってきて、書ける内容がそれによって制約されてくることになると思うんですよ。だから僕は、そこら辺は詳しくないので本当にこの次のステップがね、どういう手法が先進事例含めてあって、東浦町では実際にどこをどういうふうにしていくのかということ議論しないと、今の

この内容の話は、すごくハードルの高い話ですよ。

委員長： そしたらですね、4時までということでトイレ休憩5分ほどして、あと30分しかないので、第3章を今日説明していただきたいと思いますので、今3時25分ですので、3時30分まで5分ほどトイレ休憩して、3時30分からもう一度再開して第3章の説明をしていただいて、全部議論終わらないかもしれないですけど、第3章の議論に入りたいと思います。

【第3章 基本理念・基本方針について】

委員長： じゃあ、始めますので、3章の説明からお願いいたします。

コンサル： (資料の説明)

委員長： はい、ありがとうございます。あと15分位あるので今日、全部終了というわけにはいかなさそうなんですけども、今日残った議案は、また次回にですね少し議論を継続して、次回のテーマにまた繋がるようにしておきたいと思います。今、説明を受けた中で何かご意見あるいは質問、要望等がありましたらお願いします。

委員： いただいたこの34ページですね。これ、基本方針見させていただくと、このぶどう畑のある田園景観。他のところのですね、この景観という概念と少し私違和感があるんですよ。本当言うとこれは、田園の風景、景色と言ったもののほうがですね、ぴったりすると思うんです。景観っていうとなんか、私の感じとしてはね、そこで作業をやっている、働いている、今無農薬と言いますが、無農薬じゃ収穫できませんから、消毒もやっている、できるだけ少なくしてですね、皆さんに安全な食品を供給するというところでやっているんです。景観っていうとですね、どうかなあって感じがするんですけどね。本来で言うとこれは、農業のですね基本ベースの上に立った、下がそこで作業をやっている風景であり、景色であったり。景観っていうとなんか上からこう、概念をですね決めるようなそういう感覚に私はとられるんですよ。

委員長： まあ、そういうような人工物に割と着目するというのが、景観という感じですか。何か違うのでしょうか。

委員： 一応それは確かに、合法のために柵がいて、作業がやりやすいように柵がついてありますが、それは確かに、他の農業と違うあの構築物ですね。ですからそれを捉えて景観ということになれば、それは確かにそれはそうかも

しれませんが、全体として言うならば、やっぱり農作業の風景、景色というようなのがですね、ぶどう畑である姿としては、ぴったりするような、私の感覚なんですけどね。

委員長： まあ、景観まちづくりで言うとなると、例えばぶどう畑のある田園風景が織りなす景観とか。そういうようなことかなあとと思って。

委員： 他のこの、それぞれの括りの中にある概念の景観からするとですね、ちょっとここだけが、実態とひっかかる場所があるんですよね。

委員： 僕の景色と景観の違いっていうのは、景色っていうのはあくまでも自然発生的な、人の何か行為が入っていないようなものであって。そこで景観というと、社会の変化に応じて、もしくは農作業の技術の変化に応じて、そのこういう今までの自然景観をこういうふうな景観にしていきたいっていう人間の意志みたいなものを景観っていう言葉の中には入っているような気がするんですけど。だから、その僕ができるだけ肯定的に捉えたいのは、景観っていう意味を。今のその農作業のような状態があって、本当に景観がそれに対して、農業がこれから発展していけるようなことに対して、あくまでも上からじゃなくて、下からこうやって下支えをさせていただけるような要素がもしあるならば、景観という言葉でもって、人間の意志によって下支えするっていうことを盛り込んでいけたらと思うんですけど。その次の策が、僕の頭の中に今浮かんでいるわけじゃないので。

委員： まあ、お話としては理想論に近いような感じがするんですけど。その作業をやってる農家の人たちのところへですね、どういう形でもって応援ができるかということになりますとかなり専門性ですから、これはそこへ応援団が入るということは、まず不可能だと思います。

委員： 景色とか景観とかいう話で、一応学術的専門的立場から申しますと、語源的には、景観っていうのは当然明治以降の訳語で、ランドスケープとかランドシャフトという言葉の訳なんです。ランドスケープっていった場合には、風景画のみたいなものをランドスケープというふうに言うんですが、ランドシャフト、ドイツの方の概念を多く取り入れた場合には、結構生態学的な広がりのことを言うんです。領域のことを言います。景観というのは。だからこれは、物理的な広がりとは定義してもいい。だから、決めるのは人間であって、結構操作的なものです。

それに対して、景色っていうのは、日本の言葉で、例えば「御門の御景色」

とかいって、御門と対面するときにご機嫌よろしいようでとかいう時に、相手の気持ちを汲み取るような態度を景色といいます。だから風景に対して、自分がそこに入っていったら一体になるような、この風景を景色というふうに語源的には言います。あの風景っていうのも同じような感覚で、風っていうのは、あの風流の風とか言うので、この空気感を含むような現象としてとらえる周りの環境のことを風景といいます。なので、人間が入っていったら、その営みこそが、やっている姿を見るというものがそこに自分を投影させて、ああ、ここはいいなあというふうに思ったりする、そういうことを言うのであれば、風景の方が本当は好ましい。

例えば、今のぶどう畑のある田園の風景か景観かって言ったら、どうあるべきかっていうのを語るべきであれば、風景と言うべきだと思います。なので、景観っていうのは、こういう景観の枠組みの中で風景がこう出てくる。それを先ほど委員長がおっしゃった、「こういう風景のための景観」という言葉に、本当は説明すればなってしまうんですけど。だからできれば景観と風景をこの中でそういう心とか気配とか、そういうものを含んで使うときには風景で、物理的操作をするときには景観だっていうふうに使分けられればかなり優等生なんですけれども。

委員： 事務局は優等生の答弁を出してください。

委員長： まあ両方ごっちゃに使うとなんか、わけわからんもんですけど。今言われたように両方の要素を、特に東浦の場合は自然が大事だっていうことは、実際の分析でも町民の方の意識でもわかる。そういう面では、全体的に風景づくり、風景まちづくりみたいな、こう変えちゃうかっていう、そういうのはあるかと思います。その辺は、結構大きい話かもしれないなって思って、少し次回以降に、また、まとめの方向ってどうするんですか。今のところは、すごく大きいところになってくると思いますが、まあ、また当分継続していきましょう。

委員： はい。今の農のところなんですけど、あのぶどう畑は別にそれはそれでいいんですけど、そういえば水田とかの風景についてはどうなった、初めから議題に上がってなかったでしたっけ。それとも、ぶどう畑はぶどう畑で、例えば、この下の方の低地の方の水田の風景も守っていかないといけなくて、そこもあるから見上げたところの高台がいいなって、その高低差っていうんですか、そういうのを感じられるんじゃないかなと思って。水田の部分がぶどう畑にない田園風景で、そっちの方が触れて無かったかなって言うところがちょっと気になりました。

委員： これあの、さっき申し上げようとしたんですけれど、少し似てるけど違う話だと、あの「根」と「狭間」の景観っていうのが二番手にあるんですよね。これまず言って、例えば、まちとみちの景観であれば、「屋敷」と「郷中」の景観でまず言って、それが重要ですよって話をします。で、同じように「根」と「狭間」の景観っていうのは、この中に田園風景とか周りの樹林とかを含んだこの風景がありますので。まず、そっち側をちゃんと言ったうえで特色あるもののぶどう畑っていうふうに言った方が、なんかまっとうな気がしますけれども。そういうことのために、少し付け加えるならば、「根」と「狭間」とか、「屋敷」、「郷中」っていうのは、例えばさっきの手のイメージの、この指先の爪の部分に「郷中」がある、まちが。そういう全体の景観の構造といいますか、そういうものをどこか冒頭で示したうえで、そういうふうの下りにいくといいかなという、あの、構成ですけれども、そんな気がします。

委員： 2章も3章もプロローグが必要で、序章でその辺のことを、2章も3章も冒頭で大まかに述べておかないと、漏れた感が出てきてしまう。

委員長： 基本方針の中で、ここで書いているのは、割と特色のある部分を抽出して書いてあるので、前半のところで少し説明で全体的な、今言われた自然の山の方の、自然の全体っていういろいろあったりするんですけれど、それから田んぼの方の人、田んぼ、畑の方、それを言っといた上で、特にこの中で、抽出して今回景観まちづくりの中で、強調したい、ニュアンスが強く伝わるような感じで強調したいところを、書いて説明しておけばいいのかなと。

委員： はい。あと、農とは関係ないんですけれど、新しいまちなみのところで、新しいということで、商業地とか工業地とかそういうことが挙げられてるんですけれども。住宅地については、あまり謳われてなかった気がしたんですけど、違うかもしれないです。あのなんていうかな、小さいところで、乱開発されちゃって道がぐるぐる回っちゃうとか、そういうところとかについて触れてないかなって感じました。あの、もちろん他の部分で触れていることも大事なんですけども、住宅地について謳ってないかなって思いました。

委員長： 最初の時の議論で割と住宅地も、あの中間報告書に取り上げられていた。

委員： そのアクションプログラムの考え方の中には入っていないのかなあと。

委員長： 次のテーマの景観形成基準のときには、今言われた住宅地なんかはかなり、実際には取り上げないと抜けてしまうので、そちらの方ではお話しできるかなあと思います。景観形成基準案に繋がるような話をしようと思えば、もう少し34ページのところで触れておくべきことがもうちょっとあるかもしれませんね。

委員： あと、38ページの「根」と「狭間」のところに挙がっているアクションプログラムの考え方なんですけども、見える化が課題っていうのは分かるんですけど、もう既に於大公園じゃなくて、そこの下の明德寺川のところは、もう綺麗に整備されているので、もうきっと住民の間にも、そここのところの見える化については、認識があったりとかしないのかなっていうのは、あのもう既に見える化になっちゃってないですかね。どうですかね。私は近いところに住んでるので。

委員長： だから整備されてるとみえると。

委員： それはまあ、結構もう20年くらい前から整備されて、最初に多分取り掛かったのかなって思うんですが。季節になると皆さん結構、於大まつりの時とかも一回くらい、多分町民の皆さんも一回か二回は絶対歩いたことがあるのかなあ。もうここは綺麗だねって、認識がされているところじゃないかなと思います。もうちょっと別のまだその整備されていないとこだと、その、ウの欄の岸辺の景観になるのかもしれないんですけども。それはもちろん代表として明德寺川のところは綺麗ですので、維持は必要だと思うんですけども、もうちょっとまだ未開発でこういうふうにしたらどうっていうのも加えられたら、さらにアクションプログラムで次のアクションに対していいかなって思いました。

委員長： 確かに。整備されてない。

委員： 分からないです。皆整備されてないって思ってるかもしれないし、そこは思いましたが、そこだけ整備しちゃうと、そこだけ綺麗じゃないっていう感覚があるのかなと。

委員： 明德寺川の中に隠されているのは、やっぱり僕らみたいな、あそこで遊んでた人間からすると、遊べなくなっちゃったっていうのがあって、今ちょっと完成形だとは僕は思ってないんですよ。正直言うと。一番最初に、河川が東浦町の中でいっぱいある中のひとつとして、一番最初にやっていくべ

きであるものであると思っているんですけど、昔はほんとに土の土手、自然の土手で。

委員： 戻そうという話もありましたよね。

委員： そうそう。そういう先進事例もいっぱいあるし、ほんとはもうちょっとアドバンスして、あそこをいい状態にして、それを見える化して水平展開して、他の川もやっていきたいという思いがちょっとここら辺の中には隠れているのかなあというのが事実かなあとは思いますが。どうしてもちょっと今は下りていく気分にはなれないので。

委員： そういう開発では無い感じですね。ただあの、さっきも言ったように、下りてくよう感じには、先っちょの方とかはして、ちょっとその川を綺麗にするっていうのが、よりいい昔の川にするっていう活動は感じてはいますけど。

委員： 11月に3回に渡ってやった東浦町の図書館のワークショップで、これ今までのワークショップの人種構成と全然違うんですけど。9割方女性の方々に、今まで僕ワークショップ2つ参加しています。お会いしたことが無い方と、お話ができてすごく良かったと思います。その中で例えば、図書館っていう公共施設があって、川があって、公園があって、そんなに使いにくいけど、図書館の一部としてお外に出て、川に降りていって、足湯じゃないけど足川みたいにして、本読んだってでもいいんじゃないのっていう意見が、2つの大きな柱の中のひとつを占めていたという格好で、お外の図書館っていうのは確かなので、結構僕はここの川っていう理由に関してはすごく可能性はあるのかなあっていうのは感じていて、すごく大きなファクターとしては、考えたいなあと思ってます。見えてるって話は見えてないと思います。

委員： 意識があるからみんなここはいいところって見えているのかなって。

委員： 見える化っていうのもまた他の言葉でもいいかもしれないし。もうちょっとうまく咀嚼したような。

副委員長： 私も明德寺川を守る自然の会の会長ということで、ここを綺麗にするっていうことを前提で今は進んでいて、桜の並木を学習の森まで増やして進めています。今言われたように昔にかえって、やっぱり水遊びができるような、その岡田川は岸壁におりるのが大変なんですけど、そういうふうに元に戻して

いくのか、我々は、今このモデル地区としてそういうボランティアをね、各川へ作って、やっぱり綺麗にして、川のイメージを上げていこうっていうのが私どもの考えなんです。まあ造成含めてですけど。なかなか他の川で守る会ってのができないんですけど実は。本当はボランティアをつくっていきたいというところですね。

今、言われたそういう考え方と、我々の言うこの明德寺川が、ここに書いてある明德寺川をモデルとした、そういうものをですね、各河川に作って行こうというのが、今の考えですね。その辺が、ちょっとイメージがいろいろ違うんですけど。モデルとして他の河川もああいうふうに綺麗にしていきましょうということなんです。まあ、散歩道になってますから。岡田川はなかなか散歩する状況はないですけども、まあそういう道をきちっとして整備していったらいいかなというふうに思ってるんで、ちょっと思いが二通りあるということです。その文章は、我々の思いでっていうところで出来上がってると思います。思いとしては、河川をこうしていきましょうと。

委員長： 方向性のところでは、展開して波及と書いてあるが、アクションプログラムでは、展開、波及のことにちょっと触れていないので、その辺の書き方かな。まあ一つに、アクションプログラムこれからまた具体的にまた提案が、もうちょっと書き加えられるのかな。

あと時間が。他の方どうですか、少し発言していただいて。あと町長に話していただいて。

委員： すいません、ちょっと私から。あの、一つですね、一回目の委員会から、時々話に出ていた、屋外広告物の話なんですけれども、今、屋外広告物の規制の状況というかですね、東浦町さんの場合で行くと、一番最初に話がありまして、屋外広告物を出しちゃいけない地域とか、許可がある地域とかがあるんですけども。もう一個ですね、東浦町さんの場合で行くと、許可を無くても出せる地域っていうのが、確か東浦町の市街化調整区域っていうところになります。

そうすると、今の田園風景、ぶどうのあるところとか、今田んぼの話も出ましたが、やっぱり普通に今のまま、愛知県の条例を適用してですね、規制とか許可をやっていただいているんですけども、あの今の愛知県の条例は町村の調整区域は無許可というか、許可なしで出せるというふうになってまして、ですからもし町長さんとお話、一番最初にあってですね、いろんなところを、やっぱり田園とかその丘陵地とか、あるいは水田とかそういったところで、むやみに屋外広告物を建てられたくないなあということになってくると、町独自で屋外広告物の条例をつくっていただいて、そういうところ

の許可制にするとか、場合によっては、禁止にしてしまうとか、ちょっとその辺のことが景観計画と、景観条例と並行して時期を同じにするのか、ちょっと経ってからにするのかっていうことが、今後必要になってくるかと思えますので、ちょっと長い目で見てですね、屋外広告物条例は、県の条例では限界があるんで町独自に進めていかれるか、仕方ないなあという形になるのか、ちょっとその辺は町の中でよく議論していただきたいなというふうに思っています。

委員長： はい、ありがとうございます。

委員： 地元のその懐かしいというか、親しみが持てる地名とかですね、そういうのは大事にしていただきたいなと思いました。あと、細かいところは皆さっき議論していただいたので、それを反映していただきたいなと思います。

委員長： じゃあ、次回継続ということで、この部分について。これだけ継続ではなくて次回のテーマを議論する前提として、今日の議論を継続して行う必要があると思いますので、そのような形でいいですかね。

じゃあ、町長お願いいたします。

町長： いよいよ各論に近づいてきたので、非常にそのそれぞれの感覚の違いもあるでしょうし、あと利害関係も絡んできてですね。ちょっと前だと名古屋の運河沿いの鶏鍋屋さんみたいな、あの、最後怪しい感じになりましたけど、ああいうところがまさに、鶏鍋屋さんは鶏鍋屋さんで風情があるし、かといって、あれを壊してマンションにすれば、一時的にはお金が入ってくるということで、非常にトータルとして社会的な価値としてどちらがいいかっていうのは、非常に難しい問題なんですけれども、いずれにしてもその価値っていうのは、いろいろ経済的な価値があったり、理念性があったり、あるいは自分たちのアイデンティティとか誇りがあったり、それから心地よさがあったり、あるいは外部からの評価であったり、いろいろあると思います。

トータルでそういう価値が、その住民の人たちに認識されないとなかなかやっばりできていかないのかなって風景が。さっきの農業でもそうですけれども、それをやることによって有利でないと、そういう景観っていうものはつくられていかないので、仮に積極的にその景観をつくるのであれば、その優位性を謳っていかないと、それが理解されないとそういう景観っていうのは形成がされていかないっていうところがあるので、そこまでちょっと本当は考えないと納得のいく景観は作れないのかなというところがあります。非

常にこれから、難しい所に入っていくのかなと思います。

あのぶどう畑でも、願わくばあのよそからとってきたような話ですけど、ヨーロッパみたいに柵、柵作りになってて、でもって、こう丘の方にのってて、10月位になるとこう赤く紅葉してきてですね、非常に美しい、ああいいなと思うんですけど、ぶどう屋さんにもぶどう屋さんの都合があるので、どうしてもこの辺の巨峰だとコンクリートで四隅を引っ張って、木の板をばっばっばって立てて、その中に針金を這わしてっていう形にどうしてもなってくるんですが、そうすると非常に見えづらいんですよね、外から。だけどそれはそれで多分優位だからそうなってるので、それ以上の優位性を示さないことには、そういった景観の設置に移っていかないということがあるのかなと。まあちょっと非常に難しいですけど。ある意味積極的にこうすればつくっていけるというものもないと景観はつくれないと思うので、そういう議論をしっかりとしていただけるとありがたいと思います。

委員長： はい、ありがとうございます。じゃあまた今日のテーマについては、非常にご意見がありましたけれど、次回継続して、次回更に先ほどスケジュールのところにもありましたが、新しい方針にちょっと具体的なものが出されると思いますので、合わせて議論していただければなと思います。本日は、どうもありがとうございました。あと、事務局の方。

事務局： すみません。ちょっとその他についてなんですけれど、ちょっとこれから具体的な部分をつくって、下案をつくっていくんですが、事務局の方が進めていくんですけども、その中で行き詰るようなことがでてくるかだと思いますので、もしお許しをいただけるのであれば、個別にちょっと聞くことがもしお許しをいただければ、お願いしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

委員長： いいですかね。はい。

事務局： ありがとうございます。その他については以上です。

委員長： 次回1月予定ということですが、また連絡あるかと思います。

事務局： ではまた1月下旬ということで、調整させていただいて結果を皆さんにご案内させていただきますので、また調整させていただきます。

では、本当にお忙しいところを皆さんありがとうございました。これにて第4回委員会を終わらせていただきます。

